高知県立牧野植物園指定管理者審査委員会設置要綱

（設置）

第１条　高知県立牧野植物園の指定管理者の候補者を選定するに当たって、指定管理者への応募者が提出する事業計画等について審査を行うため、高知県立牧野植物園指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は、高知県林業振興・環境部長が委嘱する委員で組織する。

２　委員は６名以内とする。

３　委員会には、委員の互選により定めた委員長を置く。

（会議）

第３条　委員会は、高知県林業振興・環境部長が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　委員は、会議を欠席する場合において意見を書面で提出することができる。

（業務）

第４条　委員会は、令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日までの５年間における指定管理者の候補者の選定に当たり、次に掲げる業務を行う。

（１）事業計画等の内容の検討

（２）候補者に対するヒアリング及び質疑

（３）（１）及び（２）を踏まえた審査

（４）県に対する審査意見及び提言の提出

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、高知県林業振興・環境部自然共生課において行う。

（任期）

第６条　委員の任期は、委嘱の日から令和９年３月 31 日までとする。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和８年 10 月１日から施行する。